

入札者指名選考規程

制定 平成23年12月20日

改正 平成25年 6月20日

平成29年 3月 9日

(入札指名選考委員会)

第1条 公益財団法人平塚市まちづくり財団(以下「財団」という。)の行う指名競争入札に参加する者の指名選考に当たり、公正を期するため入札者指名選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

(指名選考)

第2条 指名競争入札に参加する者の指名選考は、選考委員会で行うものとし、設計金額等契約の概算額(以下「設計金額等」という。)により、次のとおり選考委員会を区分し、所掌するものとする。

(1) 設計金額等が6,000万円を超えるものについては、第1委員会で行う。

(2) 設計金額等が6,000万円以下のものについては、第2委員会で行う。

(委員会の組織)

第3条 選考委員会の組織は、次に定めるところによる。

(1) 第1委員会は、理事長、常務理事及び理事をもって組織する。

(2) 第2委員会は、理事長、常務理事及び総務施設課長をもって組織する。

2 選考委員会に委員長を置き、理事長が委員長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

(会議)

第4条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、決定することができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による決定)

第5条 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により前条の会議を開くことができないときは、書面により賛否を求め、その回答が過半数を超えるものをもって前条の会議の決定に代えることができる。

(意見等の聴取)

第6条 選考委員会は、必要に応じて知識経験ある者及び関係ある職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 選考委員会の委員及び選考委員会に出席し、又は関係した職員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考委員会について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。